

韓国知的財産ニュース 2025 年 7 月前期

(No. 536)

発行年月日：2025 年 7 月 25 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、7 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1－1 【公布】発明振興法の一部改正法律（大統領令第 35625 号）
- 1－2 【立法予告】「デザイン保護法施行令」の一部改正令案（特許庁公告第 2025－168 号）
- 1－3 【立法予告】「デザイン保護法施行規則」の一部改正令案（特許庁公告第 2025－169 号）
- 1－4 【公布】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 608 号）
- 1－5 【公布】特許法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 609 号）
- 1－6 【公布】実用新案法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 610 号）
- 1－7 【公布】産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令の一部改正法律（大統領令第 35654 号）
- 1－8 【法案提出】実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2211487）

関係機関の動き

- 2－1 韓国特許庁、韓国女性ベンチャー協会と海外進出支援に向けた懇談会を実施
- 2－2 韓国特許庁、産業財産情報サービス産業の活性化に向け懇談会を実施
- 2－3 韓国特許庁、中小企業技術革新協会と共に AI 開発企業向け知財政策について議論
- 2－4 韓国特許庁、名品特許の創出に向け半導体部品メーカーと懇談会を実施
- 2－5 韓国特許庁、カタール通商産業省と「国家知財戦略策定および競争力強化に関する戦略的パートナーシッププログラム」を締結
- 2－6 意見書提出期間の延長や分割出願の審査猶予の内容を盛り込んだ特許法・実用新案法施行規則を一部改正
- 2－7 キム・ワンギ特許庁長、第 66 回 WIPO 総会にて経済危機を乗り越える知財の重要性について演説

- 2－8 韓国特許庁、グローバサウス7か国特許庁とバイ会合を実施

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3－1 韓国特許庁の商標警察、大型アクセサリーショップでハローキティやカルティエなど模倣品を大量流通した販売業者を検察に送致
- 3－2 韓国特許庁、知財権の正しい表示文化拡散に向けプラットフォーム業者と懇談会を実施

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5－1 韓国女性・青年スタートアップ「コードグリム」がWIPO グローバルアワードを受賞

法律、制度関連

1－1 【公布】発明振興法の一部改正法律（大統領令第35625号）

電子官報（2025.7.1.）

国務会議において審議を経て、発明振興法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 イ・ジェミョン

2025年7月1日

国務総理職務代行国務委員 副総理兼教育部長官 イ・ジュホ

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

大統領令第35625号

発明振興法施行令の一部改正令

発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第9条の4第2項各号外の部分の中「特許庁長に」を「認証業務運営機関を経て特許庁長に」にし、同条第3項の中「申請者に」を「認証業務運営機関を経て申請者に」にし、同条第5項各号外の部分の中「特許庁長に」を「認証業務運営機関を経て特許庁長に」にする。

第9条の5第2項の中「特許庁長に」を「認証業務運営機関を経て特許庁長に」にし、同条第5項の中「認証書を」を「認証業務運営機関を経て認証書を」にする。

第9条の8第2項を第3項にし、同条に第2項を次のように新設する。

②認証業務運営機関は法第24条の2第3項に基づく特許庁長の認証審査業務を支援することができる。

第9条の9第3項第1号を次のようにし、同項に第1号の2を次のように新設する。

1. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に基づく不正競争行為及び営業秘密侵害行為（以下、同項において「不正競争行為等」とする）の防止に関する相談

1の2. 不正競争行為等により営業上利益を侵害された者に対する民事訴訟費用の支援
第21条に第4項及び第5項をそれぞれ次のように新設する。

④委員会は委員と紛争調停請求事件の当事者、利害関係人等海外に出席する者（以下、同条において「出席者」とする）が動画と音声と同時に送受信される装置が備えられた、相互違う場所に出席して行われるリモートビデオ会議の形式で審議・調停ができる。この場合、委員及び出席者は同じ会議場に出席したものとみなす。

⑤委員会は第4項に基づきリモートビデオ会議の形式で会議をする場合、委員及び出席者の個人情報、会議内容・結果等が流出されないよう、セキュリティに必要な措置を取らなければならない。

第22条第5項に但し書を次のように新設する。

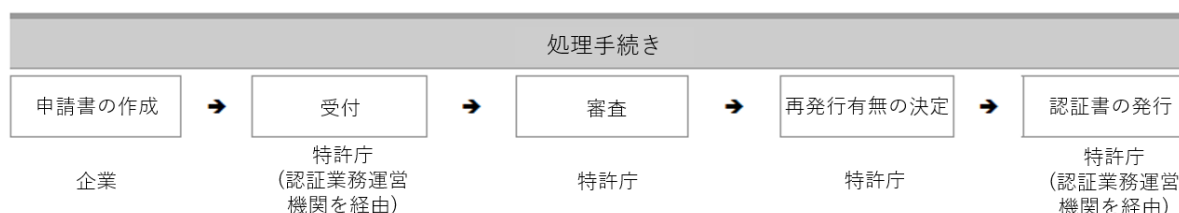
但し書、出席を求められた者が同意する場合にはその期間を短縮することができる。

第24条の題目「(委員会の幹事)」を「(委員会の幹事及び書記)」にし、同条の題目の外の部分の中「幹事1名」を「幹事及び書記各1名」に改める。

別紙第3号の2書式の中、処理手続き欄を次のようにする。



別紙第3号の4書式の中、処理手続き欄を次のようにする。



附 則

この令は公布した日から施行する。

改正理由及び主要内容

不正競争行為及び営業秘密侵害行為による紛争の増加に伴い、障害者等社会的弱者への支援を拡大するために、公益弁理士が在籍する特許相談センターの業務範囲に不正競争行為及び営業秘密侵害行為の防止に関する相談や不正競争行為等により営業上利益を侵害された者に対する民事訴訟費用の支援を追加し、認証業務運営機関は特許庁長の知財経営認証審査にかかる業務を支援することができるように改め、産業財産権紛争調停委員会の効率的な運営及び迅速な紛争調停のために委員会の会議をリモートビデオ会議の形式で行うことができるように改め、委員会の会議への出席を求められた者が同意する場合には出席通知期限を短縮できるようにする等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

<法制処提供>

1－2 【立法予告】「デザイン保護法施行令」の一部改正令案（特許庁公告第 2025－168 号）

電子官報（2025. 7. 4.）

特許庁公告第 2025-168 号

「デザイン保護法施行令」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2025 年 7 月 4 日

特許庁長

「デザイン保護法施行令」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

デザイン登録出願書上の記載を簡素化するために「創作内容の要点」項目を削除する内容の「デザイン保護法」が改正（法律第 20962 号、2025 年 5 月 27 日公布、2025 年 11 月 28 日施行）されるに伴い、デザイン公報においても当該の内容を反映する必要がある。また、部分デザインを出願する場合、そのデザインに関する説明や図面のほかにデザイン

登録出願書の書誌事項においても「部分デザインの有無」を重複して記載することにより出願人の不便さが指摘されたところ、「部分デザイン」項目を削除し、これをデザイン公報に反映する目的である。

一方、デザイン保護法第 46 条第 2 項に基づき同一又は類似のデザインについて同日に 2 つ以上の出願があった場合、協議により決められた者のみが登録を受けることができ、もし協議が成立しなかった場合はいずれも登録を受けることができない。この場合、拒絶が確定した出願については法第 56 条に基づき出願内容をデザイン公報に掲載する必要があるが、拒絶が確定した出願の中で法第 43 条に基づき秘密デザインにかかる請求がある場合にはいつまでデザイン公報に掲載しなければならないかについて明確な規定が定められていない。従って、改正案は秘密意匠を請求した出願が協議の不成立により拒絶された場合、その出願内容について拒絶査定が確定された日から秘密指定期間が経過した後、にデザイン公報に掲載することを明確に定める目的である。

2. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2025 年 8 月 13 日までに国民参加立法センター (<https://opinion.lawmaking.go.kr>) にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇住所：大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎 4 棟特許庁デザイン審査政策課

電子郵便：eunmi.sohn@korea.kr

Fax：(042) 472-7470

3. その他事項

その他詳細については特許庁デザイン審査政策課（電話：(042) 481-5766、Fax：(042) 472-7470）にお問い合わせください。

1－3 【立法予告】「デザイン保護法施行規則」の一部改正令案（特許庁公告第 2025－169 号）

電子官報（2025. 7. 4.）

特許庁公告第 2025-169 号

「デザイン保護法施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2025 年 7 月 4 日

特許庁長

「デザイン保護法施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

正当権利者のデザイン権移転請求制度を導入し、出願書の簡素化を図るために、デザイン登録出願書の中「創作内容の要点」欄の削除等の内容を含む「デザイン保護法」が改正（法律第 20962 号、2025 年 5 月 27 日公布。2025 年 11 月 28 日施行）されたことにより、必要な手続きや書式を見直す目的である。

並びに、出願の利便性を高めるために、部分デザインにかかる出願における物品名称の記載要件を緩和し、デザイン登録出願書上の書誌事項の中「部分デザイン」記載項目を削除し、国際デザイン登録出願における代理人の選任を簡素化する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

2. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2025 年 8 月 13 日までに国民参加立法センター（<https://opinion.lawmaking.go.kr>）にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇住所：大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎 4 棟特許庁デザイン審査政策課

電子郵便：eunmi.sohn@korea.kr

Fax：（042）472-7470

3. その他事項

その他詳細については特許庁デザイン審査政策課（電話：（042）481-5766、Fax：（042）472-7470）にお問い合わせください。

1－4 【公布】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第608号）

電子官報（2025.7.11.）

産業通商資源部令第608号

特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2025年7月11日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関職制施行規則の一部を次のように改正する。

産業通商資源部令第476号特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令付則第2条第1項の中「2025年7月13日」を「2027年7月13日」に改め、同付則第3条の中「2025年7月13日」を「2027年7月13日」に、「2025年7月14日」を「2027年7月14日」に改める。

付 則

この規則は公布した日から施行する。

改正理由及び主要内容

アイデア経済の活性化を図るために、特許庁産業財産政策局に総額人件費制を活用して設置したアイデア経済革新チームの存続期限を2025年7月13日から2027年7月13日まで2年延長し、効率的な人員運営のために総額人件費制を活用して職級を引き上げた特許庁の定員26名（5級26名）の存続期限を2025年7月13日から2027年7月13日までにと2年延長する目的である。

<行政安全部提供>

1－5 【公布】特許法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第609号）

電子官報（2025.7.11.）

産業通商資源部令第609号

特許法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2025年7月11日

産業通商資源部長官

特許法施行規則の一部改正令

特許法施行規則の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項を次のようにする。

①特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官は補正期間等を定める場合には次の各号の区分に基づく範囲でその期間を定めなければならない。但し、特許にかかる手続きにおいて関連する試験及び結果測定に時日を要する場合にはその指定期間は当該の試験及び結果測定に所要される期間とする。

1. 法第 46 条・第 141 条・第 203 条第 3 項第 1 号に基づく補正期間：1 月以内
2. 法第 63 条第 1 項に基づく意見書提出期間：4 月以内
3. 法第 203 条第 3 項第 2 号に基づく補正期間及びその他法令に基づき定められる期間：2 月以内

第 40 条の 2 第 1 項第 1 号の中「分割出願、分離出願」を「分離出願」とする。

第 40 条の 3 第 3 項第 1 号の中「分割出願、分離出願」を「分離出願」とする。

別紙第 3 号書式の裏面の記載要領第 5 号へ目の表を次のようにする。

包括委任状

〇〇〇（特許顧客番号：0-0000-000000-0）は代理人である弁理士〇〇〇（代理人番号：0-0000-000000-0）、弁理士〇〇〇（代理人番号：0-0000-000000-0）、弁理士〇〇〇（代理人番号：0-0000-000000-0）、…に次の事項を委任します。

- 委任事項 -

- A01. 特許出願に関するすべての手続
- A02. 特許権登録に関するすべての手続き
- A04. 特許出願の放棄
- A05. 特許出願の取下
- A06. 特許出願に関する請求の取下
- A07. 特許出願に関する申請の取下
- A08. 特許権存続期間の延長登録出願の取下
- A09. 特許権の放棄
- A10. 特許出願に基づく「特許法」第 55 条第 1 項による優先権の主張
- A11. 特許出願に基づく「特許法」第 55 条第 1 項による優先権主張の取下
- A12. 特許出願に関する復代理人の選任
- A13. 特許出願に関する拒絶査定不服審判請求に係るすべての手続

- A15. 特許に関する取消決定不服審判請求に関するすべての手続
- A16. 特許出願に関する拒絶査定不服審判請求の取下
- A18. 特許に関する取消決定不服審判請求の取下
- A19. 他人の特許出願に関する出願審査の請求
- A20. 他人の特許出願に関する「特許法」第 63 条の 2 に基づく情報の提供
- A21. 他人の特許出願に関する「特許法」第 61 条に基づく優先審査の申請
- A22. 実用新案登録出願とそれに基づく特許出願の二重出願
- A23. 特許異議申立に関する手続
- A24. 特許異議申立の取下
- A25. 特許審判に関するすべての手続
- A26. 特許審判に関する審判請求の取下
- A27. 特許審判に関する申請の取下
- A28. 特許審判に関する復代理人の選任
- A29. 実用新案登録出願に基づき特許出願に変更出願
- A30. 特許取消申請に関するすべての手続
- A31. 特許取消申請の取下
- A32. 特許取消申請に関する申請の取下
- A33. 特許取消申請に関する復代理人の選任

- B01. 実用新案登録出願に関するすべての手続
- B02. 実用新案権の登録に関するすべての手続
- B04. 実用新案登録出願の放棄
- B05. 実用新案登録出願の取下
- B06. 実用新案登録出願に関する請求の取下
- B07. 実用新案登録出願に関する申請の取下
- B08. 実用新案権の放棄
- B09. 実用新案登録出願に基づく「実用新案法」第 11 条による優先権の主張
- B10. 実用新案登録出願に基づく「実用新案法」第 11 条の規定による優先権の主張の取下
- B11. 実用新案登録出願に関する復代理人の選任
- B14. 実用新案登録に関する取消決定不服審判請求に係るすべての手続
- B17. 実用新案登録に関する取消決定不服審判請求の取下
- B19. 他人の実用新案登録に関する「実用新案法」第 15 条の規定による情報の提供
- B21. 特許出願とそれに基づく実用新案登録出願の二重出願
- B22. 実用新案登録出願又は登録実用新案に対する技術評価に関するすべての手続

- B23. 他人の実用新案登録出願又は登録実用新案に対する技術評価に関するすべての手続
- B24. 実用新案登録出願却下決定の不服審判に関するすべての手続
- B25. 実用新案登録の異議申立に関する手続
- B26. 実用新案登録の異議申立の取下げ
- B27. 実用新案登録審判に関するすべての手続
- B28. 実用新案登録審判に関する審判請求の取下
- B29. 実用新案登録審判に関する申請の取下
- B30. 実用新案登録審判に関する復代理人の選任
- B31. 特許出願に基づき実用新案登録出願に変更出願
- B32. 実用新案登録出願に関する拒絶査定不服審判請求に係るすべての手続
- B33. 実用新案登録出願に関する拒絶決定不服審判請求の取下
- B34. 他人の実用新案登録出願に関する出願審査の請求
- B35. 他人の実用新案登録出願に関する「実用新案法」第 15 条の規定による優先審査の申請
- B36. 実用新案登録取消申請に関するすべての手続
- B37. 実用新案登録取消申請の取下
- B38. 実用新案登録取消申請に係る申請の取下
- B39. 実用新案登録取消申請に係る復代理人の選任

- C01. デザイン登録出願に関するすべての手続
- C02. デザイン権の登録に関するすべての手続
- C04. デザイン登録出願の放棄
- C05. デザイン登録出願の取下
- C06. デザイン登録出願に関する請求の取下
- C07. デザイン登録出願に関する申請の取下
- C08. デザイン権の放棄
- C09. デザイン登録出願に関する復代理人の選任
- C10. デザイン登録出願に関する拒絶査定不服審判請求に係るすべての手続
- C11. デザイン登録出願に関する補正却下の決定不服審判請求に係るすべての手続
- C12. デザイン登録出願に関する取消決定不服審判請求に関するすべての手続
- C13. デザイン登録出願に関する拒絶査定不服審判請求の取下
- C14. デザイン登録出願に関する補正却下の決定不服審判請求の取下
- C15. デザイン登録出願に関する取消決定不服審判請求の取下
- C16. 他人のデザイン登録出願に関する「デザイン保護法」第 55 条に基づく情報の提供

C17. 他人のデザイン登録出願に関する「デザイン保護法」第 61 条に基づく優先審査の申請

C18. デザインの一部審査登録異議申立に関する手続

C19. デザインの一部審査登録異議申立の取下

C20. デザイン登録審判に関するすべての手続き

C21. デザイン登録審判に関する審判請求の取下

C22. デザイン登録審判に関する申請の取下

C23. デザイン登録審判に関する復代理人の選任

D01. 商標登録出願に関するすべての手続

D02. 商標権登録に関するすべての手続

D03. 商標登録出願の放棄

D04. 商標登録出願の取下

D05. 商標登録出願に関する請求の取下

D06. 商標登録出願に関する申請の取下

D07. 商標権の放棄

D08. 商標登録出願に関する復代理人の選任

D09. 商標登録出願に関する拒絶査定不服審判請求に係るすべての手続

D10. 商標登録出願に関する補正却下の決定不服審判請求に係るすべての手続

D11. 商標登録出願に関する拒絶査定不服審判請求の取下

D12. 商標登録出願に関する補正却下の決定不服審判請求の取下

D13. 他人の商標登録出願に関する「商標法」第 49 条に基づく情報の提供

D14. 商品分類転換登録申請に関するすべての手続

D15. 商品分類転換登録に関するすべての手続

D16. 商品分類転換登録申請の取下

D17. 商品分類転換登録申請に関する拒絶査定不服審判請求に関するすべての手続

D18. 商品分類転換登録申請に関する補正却下の決定不服審判請求に関するすべての手続

D19. 商品分類転換登録申請に関する拒絶査定不服審判請求の取下

D20. 商品分類転換登録申請に関する補正却下の決定不服審判請求の取下

D21. 商標登録出願の異議申立に関する手続

D22. 商標登録出願の異議申立の取下

D23. 商標登録審判に関するすべての手続

D24. 商標登録審判に関する審判請求の取下

D25. 商標登録審判に関する申請の取下

D26. 商標登録審判に関する復代理人の選任

D27. 商標登録出願、団体標章登録出願（地理的表示団体標章登録出願を除く）、
証明標章登録出願（地理的表示証明標章登録出願を除く）の相互間の変更出
願

D28. 指定商品の追加登録出願における商標登録出願への変更出願

E00. 商標のマドリード国際出願に係る本国官庁に関するすべての手続

F00. ハーグ協定に基づくデザインの国際出願に係るすべての手続

F00. ハーグ協定に基づくデザインの国際出願に係るすべての手続

G00. 知識財産ポイントの照会及び使用

20XX. X. X.

委任者（署名又は印）

【包括委任に関する説明の確認】

上記代理人から包括委任における重要事項（委任の範囲、期間、撤回方法等）に関し
て詳細な説明を聞いており、理解しました。

説明日時 . . . 委任者（署名又は印）

別紙第 35 号書式の裏面の記載要領第 10 号二目に但し書を次のように新設する。

但し、情報通信網を利用して国際調査用の翻訳文を提出する場合には特許庁が提供する
ソフトウェア又は特許庁ホームページにて作成した電子的形態の文書（XML）で提出し
なければなりません。

付 則

この規則は公布した日から施行する。

改正理由及び主要内容

特許拒絶査定に対し出願人による意見提出の負担を軽減するために、審査官が定める
意見書提出期間の範囲を「2 月以内」から「4 月以内」に延長し、出願人が製品の発売
予定等に合わせて特許査定を受けることができるよう、特許出願が分割出願の場合にお
いても特許査定の保留又は特許出願審査の猶予を申請することができるように改善し、
特許にかかる手続きを代理人を介して行う場合において代理人に委任することができる

事項に「知識財産ポイントの照会及び使用」を追加する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

1－6 【公布】実用新案法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第610号）

電子官報（2025.7.11.）

産業通商資源部令第610号

実用新案法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2025年7月11日

産業通商資源部長官

実用新案法施行規則の一部改正令

実用新案法施行規則の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第1号の中「分割出願、分離出願」を「分離出願」とする。

第10条の3第3項第1号の中「分割出願、分離出願」を「分離出願」とする。

付 則

この規則は公布した日から施行する。

改正理由及び主要内容

出願人が製品の発売予定等に合わせて実用新案登録を受けることができるよう、実用新案登録出願が分割出願である場合においても実用新案登録決定の保留、又は、実用新案登録出願審査の猶予を申請できるよう見直す目的である。

1－7 【公布】産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令の一部改正法律（大統領令第35654号）

電子官報（2025.7.15.）

国務会議において審議を経て、産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 イ・ジェミョン

2025年7月15日

国務総理 キム・ミンソク

産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令の一部改正令

産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 を次のように新設する。

第 9 条の 2 (技術安保センターの指定) ①産業通商資源部長官は法第 7 条第 6 項に基づき次の各号の機関の中で第 2 項に基づく指定基準を満たす機関を技術安保センターに指定することができる。

1. 「産業技術革新促進法」第 39 条に基づく韓国産業技術企画評価院
2. 「エネルギー法」第 13 条に基づく韓国エネルギー技術評価院
3. その他技術安保に関連する専門性があると産業通商資源部長官が認めて告示する機関

②法第 7 条第 6 項に基づく技術安保センターの指定基準は次の各号と同様である。

1. 法第 9 条、第 9 条の 2 から第 9 条の 4 まで、第 10 条、第 11 条、第 11 条の 2、第 11 条の 3 及び第 12 条の業務支援に必要な専担措置及び専門人員を備えること
2. 技術安保センターの業務遂行に必要な電子情報処理システム及び当該のシステムについてセキュリティ対策を備えること
3. 第 1 号及び第 2 号に基づく専担組織、専門人員及び電子情報処理システムに関する内部規定を設けること

③法第 7 条第 6 項に基づく技術安保センターの指定を受けようとする者は産業通商資源部令で定める技術安保センター指定申請書に第 2 項各号の指定基準をすべて満たしていることを証明できる書類を添付して産業通商資源部長官に提出しなければならない。

④産業通商資源部長官は法第 7 条第 6 項に基づく技術安保センターがその業務を遂行する上で必要な経費を予算の範囲で支援することができる。

第 12 条第 1 項第 1 号の中「(以下、同条において「国家コア技術保有機関」とする)」を「(以下、「企業等」とする)」に改め、同条第 2 項第 3 号を次のように改める。

3. 当該国家コア技術を保有する企業等の意見

第 13 条の 2 第 1 項各号の外の部分の中「法第 9 条第 6 項」を「法第 9 条の 2 第 1 項」に、「対象機関」を「企業等」に改め、同条第 2 項を第 3 項に改め、同条に第 2 項を次のように新設し、同条第 3 項(従前の第 2 項)但し書を削除し、同条に第 4 項を次のように新設する。

②産業通商資源部長官は法第 9 条の 2 第 2 項に基づき次の各号のいずれかに該当する

場合には当該企業等に同条第 1 項に基づく判定申請をするよう通知することができる。
この場合、産業通商資源部長官は判定申請の対象となる技術とその事由及び申請期間等を当該企業等に書面（電子文書を含む）により知らせなければならない。

1. 国家研究開発事業により企業等が国家コア技術を保有していることと判断する場合
2. 特許、論文又はその他公開された情報により企業等が国家コア技術を保有していることと判断する場合
3. 関係中央行政機関又は情報捜査機関の長、企業等従事者等が提供した情報により企業等が国家コア技術を保有していることと判断する場合
4. 法第 15 条に基づく産業技術侵害申告により企業等が国家コア技術を保有していることと判断する場合

④産業通商資源部長官は第 1 項に基づき判定申請を受けた技術について技術審査が別途必要な場合には技術審査を始めた日から 45 日以内に技術審査を終了しなければならない、やむを得ずその期間内に終了できない場合には 45 日の範囲で一回のみ延長することができる。この場合、技術審査にかかる期間は第 3 項に基づく期間に含めない。

第 13 条の 3 を第 13 条の 5 にし、第 13 条の 3 及び第 13 条の 4 をそれぞれ次のように新設し、第 13 条の 5（従前の第 13 条の 3）の中「法第 9 条の 2 第 1 項本文」を「法第 9 条の 4 第 1 項本文」に改める。

第 13 条の 3（国家コア技術保有機関の登録等）①法第 9 条の 3 第 1 項前段に基づき国家コア技術保有機関に登録しようとする者は産業通商資源部令で定める国家コア技術保有機関登録申請書に次の各号の書類を添付して産業通商資源部長官に提出しなければならない。

1. 法第 9 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当することを証明する書類
2. 国から研究開発費を支援され当該国家コア技術を開発した場合、その研究開発費に関する資料

②第 1 項に基づく登録申請を受けた産業通商資源部長官は申請人が法第 9 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合には国家コア技術保有機関に登録しなければならない。

③産業通商資源部長官は第 2 項に基づき国家コア技術保有機関に登録した者（以下、「国家コア技術保有機関」とする）に対し産業通商資源部令で定める国家コア技術保有機関登録証を発行し、産業通商資源部令で定める国家コア技術保有機関登録台帳にその内容を記録・管理しなければならない。

④国家コア技術保有機関は法第 9 条の 3 第 1 項後段に基づき登録した内容を変更しようとする場合には変更の事由が発生した日から 30 日以内に産業通商資源部令で定める国家コア技術保有機関変更登録申請書に次の各号の書類を添付して産業通商資源部長官に提出しなければならない。

1. 第3項に基づく国家コアギ技術保有機関登録証

2. 変更内容を証明する書類

⑤産業通商資源部長官は第4項に基づく申請を受けた場合には変更内容を反映した国家コア技術保有機関登録証を発行し、国家コア技術保有機関登録台帳にその内容を記録・管理しなければならない。

第13条の4（国家コア技術保有機関の登録抹消）①国家コア技術保有機関は法第9条の3第2項に基づき登録抹消を申請しようとする場合には産業通商資源部令で定める国家コア技術保有機関登録抹消申請書に次の各号の書類を添付して産業通商資源部長官に提出しなければならない。

1. 法第9条の3第2項各号のいずれかに該当することを証明する書類

2. その他国家コア技術保有機関の登録抹消を検討するための参考資料

②第1項に基づく登録抹消の申請を受けた産業通商資源部長官は申請人が法第9条の3第2項各号のいずれかに該当する場合には国家コア技術保有機関の登録を抹消し、滞りなく申請人に知らせなければならない。

③第2項に基づき登録が抹消された者はその登録抹消の通知を受け取った日から30日以内に国家コア技術保有機関登録証を産業通商資源部長官に返納しなければならない。

第15条第2項但し書を削除し、同条第3項を第4項に改め、同条に第3項を次のように新設する。

③産業通商資源部長官は第1項に基づき輸出承認申請を受けた国家コア技術について技術審査が別途執拗な場合には技術審査を始めた日から45日以内に技術審査を終了しなければならない、やむを得ずその期間内に終了できない場合には45日の範囲で一回のみ延長することができる。この場合、技術審査にかかる期間は第2項に基づく期間に含めない。

第16条第2項但し書を削除し、同条に第3項を次のように新設する。

③産業通商資源部長官は第1項に基づき申告を受けた国家コア技術について技術審査が別途必要な場合には技術審査を始めた日から45日以内に技術審査を終了しなければならない、やむを得ずその期間内に終了できない場合には45日の範囲で一回のみ延長することができる。この場合、技術審査にかかる期間は第2項に基づく期間に含めない。

第16条第2項但し書を削除し、同条第3項を次のように新設する。

③産業通商資源部長官は第1項に基づき申告を受けた国家コア技術について技術審査が別途必要な場合には技術審査を始めた日から45日以内に技術審査を終了しなければならない、やむを得ずその期間内に終了できない場合には45日の範囲で一回のみ延長することができる。この場合、技術審査にかかる期間は第2項に基づく期間に含めない。

第17条第1項各号の外の部分の中「法第11条第6項」を「法第11条第7項」に改める。

第18条第1項の中「法第11条第5項及び第7項」を「法第11条第6項及び第8項」に改め、同条第3項の中「法第11条第8項第2号」を「法第11条第9項第2号又は第3

号」に改める。

第 18 条の 2 から第 18 条の 7 までをそれぞれ第 18 条の 3 から第 18 条の 8 までに改め、第 18 条の 2 を次のように新設する。

第 18 条の 2（国家コア技術輸出手続きの免除）①産業通商支援部長官は法第 11 条第 1 項に基づき次の各号のいずれかに該当する場合には委員会の審議又は分野別の専門委員会の検討手続きを免除することができる。

1. 法第 11 条第 1 項に基づき承認を受けたか同条第 4 項に基づき申告して輸出した国家コア技術を再び輸出する場合
2. 輸出対象である外国企業が対象機関の子会社であるか、対象機関が他の国家コア技術を輸出していた企業の場合
3. 対象機関が株式又は持株の全部を所有する外国企業等と共同研究をするために国家コア技術を輸出する場合
4. 外国政府の認・許可、認証等を受けたか、外国企業等と訴訟のために国家コア技術を輸出する場合
5. その他第 1 号から第 4 号までの規定に準ずる場合であって産業通商資源部長官が認める場合

②第 1 項に基づく手続きの免除に関する細部事項は産業通商資源部長官が決める。

第 18 条の 3（従前の第 18 条の 2）第 1 項第 1 号各目外の部分の中「対象機関（以下、「保有機関」とする）」を「対象機関」に、「保有機関の」を「国家コア技術を保有する対象機関の」に改め、同項第 2 号の中「保有機関の」を「国家コア技術を保有する対象機関の」に、「保有機関を」を「当該機関を」に改め、同項第 3 号の中「保有機関」を「国家コア技術を保有する対象機関」に改める。

第 18 条の 4（従前の第 18 条の 3）第 1 項各号外の部分の中「保有機関」を「国家コア技術を保有する対象機関」に改める。

第 18 条の 5（従前の第 18 条の 4）第 1 項の中「保有機関は」を「国家コア技術を保有する対象機関は」に、「第 18 条の 3 第 1 項各号」を「第 18 条の 4 第 1 項各号」に、「保有機関が」を「申告人が」に改める。

第 18 条の 6（従前の第 18 条の 5）第 1 項の中「保有機関」を「国家コア技術を保有する対象機関」に、「第 18 条の 3 第 1 項第 1 号」を「第 18 条の 4 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 項の中「保有機関は」を「国家コア技術を保有する対象機関は」に、「第 18 条の 3 第 1 項第 1 号」を「第 18 条の 4 第 1 項第 1 号」に、「保有機関が」を「申告人が」に改める。

第 18 条の 7（従前の第 18 条の 6）第 1 項及び第 2 項の中「法第 11 条の 2 第 7 項又は第 9 項」をそれぞれ「法第 11 条の 2 第 8 項又は第 10 項」に改め、同項の中「保有機関」を「国家コア技術を保有する対象機関」にし、同条第 3 項の中「法第 11 条の 2 第 10 項第 2 号」を「法第 11 条の 2 第 11 項第 2 号」に、「関連する保有機関」を「関連する国家コア

技術を保有する対象機関」に、「当該保有機関」を「当該機関」に改める。

第 18 条の 8（従前の第 18 条の 7）第 1 項各号外の部分の中「法第 11 条の 2 第 8 項」を「法第 11 条の 2 第 9 項」に改める。

第 18 条の 9 次のように新設する。

第 18 条の 9（履行強制金の賦課基準）法第 11 条の 3 第 1 項に基づく履行強制金の賦課基準は別表 1 の通りである。

第 19 条の題目「(改善勧告の履行)」を「(改善勧告等)」に改め、同条に第 3 項及び第 4 項をそれぞれ次のように新設する。

③産業通商資源部長官は法第 13 条第 3 項に基づき措置命令をする場合には措置命令の内容、履行期間等を対象機関の長に書面により知らせなければならない。

④対象機関の長は法第 13 条第 3 項に基づく措置命令を履行した場合にはその措置命令を履行した日から 15 日以内に産業通商資源部長官にその結果を知らせなければならない。

第 19 条の 2 の中「法第 14 条第 8 号」を「法第 14 条第 12 号」に改める。

第 20 条第 1 項の本文の中「するか必要な調査及び措置を要請しようとする」を「しようとする」に改め、同項但し書の中「緊急に処理する必要がある場合には口頭又は情報通信網等の方法により要請」を「緊急な場合には口頭又は情報通信網等の方法により申告」に改め、同条第 2 項の中「産業通商資源部長官」を「産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長」に、「情報捜査機関の長と」を「相互」に改める。

第 22 条第 2 項の本文を次のように改める。

第 1 項に基づく実態調査は次の各号の区分に基づき実施する。

第 22 条第 2 項に各号を次のように新設し、同条第 3 項を次のように改める。

1. 書面又は情報通信網等の方法により行うアンケート調査：1 年ごと実施

2. 現場訪問調査：2 年ごと実施

③産業通商資源部長官は第 2 項第 2 号に基づく現場訪問調査をしようとする場合には訪問する 30 日前までに調査の日時・場所及び内容等を対象機関の長に書面により知らせなければならない。

第 36 条の 3 第 1 項第 1 号の中「第 18 条の 4 第 1 項、第 18 条の 5 第 1 項」を「第 18 条の 5 第 1 項、第 18 条の 6 第 1 項」に改め、同項第 2 号の中「第 18 条の 7 第 1 項」を「第 18 条の 8 第 1 項」に改め、同条第 2 項の中「別表」を「別表 2」に改める。

第 37 条の中「別表」を「別表 2」に改める。

別表を別表 2 に改め、別表 1 を別紙の通り新設し、別表 2（従前の別表）を別紙の通りに改める。

附 則

第 1 条（施行日）この令は 2025 年 7 月 22 日から施行する。

第 2 条（技術審査に関する適用例）第 13 条の 2 第 4 項、第 15 条第 3 項及び第 16 条第 3 項の改正規定はこの令施行以降技術審査を行う場合に適用する。

[別表 1]	
履行強制金の賦課基準（第 18 条の 9 関連）	
1. 一般基準	
賦課権者は措置命令の履行のための努力、措置命令の不履行の程度・事由又は結果等を考慮して第 2 号の個別基準に基づく履行強制金の 2 分の 1 の範囲でその金額を増額若しくは減額して賦課することができる。但し、増額して賦課する場合においても法第 11 条の 3 第 1 項に基づく 1 日当たり履行強制金の上限を超過することはできない。	
2. 個別基準	
違反行為	1 日当たり賦課金額
イ. 法第 11 条の 2 第 8 項に基づく海外買収・合併等の中止・禁止・原状回復等の措置命令を受けた後、その決められた期間内にその措置命令を履行しなかった場合	
1) 海外買収・合併等の金額が 1 兆ウォン超過する場合	800 万ウォン
2) 海外買収・合併等の金額が 1 千億ウォン超過 1 兆ウォン以下の場合	600 万ウォン
3) 海外買収・合併等の金額が 1 千億ウォン以下の場合	400 万ウォン
ロ. 法第 11 条の 2 第 10 項に基づく海外買収・合併等の中止・禁止・原状回復等の措置命令を受けた後、その決められた期間内にその措置命令を履行しなかった場合	
1) 海外買収・合併等の金額が 1 兆ウォン超過する場合	1 千万ウォン
2) 海外買収・合併等の金額が 1 千億ウォン超過 1 兆ウォン以下の場合	800 万ウォン
3) 海外買収・合併等の金額が 1 千億ウォン以下の場合	600 万ウォン
備考	
上記の表第 2 号における「海外買収・合併等の金額」とは、次の各号の区分に基づく金額のことをいう。	
1. 海外買収・合併等が第 18 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する場合：外国人が単独又は第 18 条の 3 第 1 項第 1 号各目に該当する者と合算して所有している株式等(国	

家コア技術を保有する対象機関の株式等をいう)の帳簿価額と買収した債務の合計額又は外国人が単独又は第 18 条の 3 第 1 項第 1 号各目に該当する者と合算して所有しようとする株式等の帳簿価額と買収しようとする債務の合計額

2. 海外買収・合併等が第 18 条の 3 第 1 項第 2 号に該当する場合：営業の全部又は主要部分の譲渡・貸出により外国人から受け取ったか受けようとする金額又は経営の委任より得られたか得られる金額であって産業通商資源部長官が決める金額
3. 海外買収・合併等が第 18 条の 3 第 1 項第 3 号に該当する場合：外国人に貸与又は出捐を受けたが受けようとする金額

[別表 2]

過料の賦課基準（第 37 条関連）

1. 一般基準

- イ. 違反行為の回数による過料の過重された賦課基準は、直近 2 年間同様の違反行為に対し過料の賦課処分を受けた場合に適用される。この場合、期間の計算は違反行為に対して過料の賦課処分を受けた日とその処分後再び同様の違反行為をして摘発された日を基準とする。
- ロ. イ目に基づき過重された賦課処分をする場合、過重処分を適用する回数はその違反行為前の賦課処分の回数（イ目に基づく期間内に過料の賦課処分が 2 つ以上あった場合には数字が高いほうをとる）の次の回数と計算する。
- ハ. 賦課権者は次のいずれかに該当する場合には第 2 号の個別基準に基づく過料の 2 分の 1 の範囲でその金額を減額して賦課することができる。但し、過料を滞納している違反行為者についてはその限りではない。
 - 1) 違反行為が些細な不注意や誤りによるものと認められる場合
 - 2) 違反行為者が法の違反状態を是正若しくは解消するために努力した事実が認められる場合
 - 3) その他違反行為の程度、違反行為の動機やその結果等を考慮して過料の金額を減らす必要があると認められる場合
- ニ. 賦課権者は次のいずれかに該当する場合には第 2 号の個別基準に基づく過料の 2 分の 1 の範囲でその金額を増額して賦課することができる。但し、増額して賦課する場合においても法第 39 条第 1 項に基づく過料の上限を超えることはできない。
 - 1) 違反の内容・程度が重大なもので国内産業等に与える被害が大きいと認められる場合
 - 2) 法の違反状態の機関が 3 月以上の場合

- 3) その他違反行為の程度、違反行為の動機やその結果等を考慮して過料の金額を増額する必要があると認められる場合

2. 個別基準

違反行為	根拠となる条文	過料（単位：万ウォン）	
		1 回違反	2 回以上違反
イ．法第 9 条の 2 第 3 項に基づく判定申請書類を提出しなかったか、虚偽で提出した場合	法第 39 条第 1 項第 1 号	300	500
ロ．法第 9 条の 3 第 1 項に基づく国家コア技術保有機関登録を申請しなかった場合	法第 39 条第 1 項第 2 号	500	700
ハ．法第 10 条第 3 項を違反して国家コア技術の保護措置を拒否・妨害又は忌避する場合	法第 39 条第 1 項第 3 号	700	1,000
二．法第 11 条第 10 項及び法第 11 条の 2 第 12 項に基づく産業通商資源部長官による協調の要請を正当な事由なしで拒否した場合	法第 39 条第 1 項第 4 号	700	1,000
ホ．法第 13 条第 3 項に基づく産業通商資源部長官による措置命令に従わない場合	法第 39 条第 1 項第 5 号	700	1,000
ヘ．法第 15 条第 1 項規定に基づく産業技術侵害申告をしなかった場合	法第 39 条第 1 項第 6 号	500	700
ト．法第 17 条第 2 項規定を違反して関連資料を提出しなかったか、虚偽で提出した場合	法第 39 条第 1 項第 7 号	300	500

改正理由及び主要内容

国家コア技術等産業技術を体系的に管理するために国家コア技術を保有する企業・研究機関・専門機関・大学等は国家コア技術保有機関登録を産業通商資源部長官に対し申請するようにし、産業通商資源部長官は技術流出の恐れが少ないと認められる国家コア技術の輸出の場合については輸出の承認又は申告にかかる手続きの一部を免除又は簡素化できるように改め、国家コア技術を保有する対象機関が海外買収・合併の中止・禁止・原状回復等の措置命令を履行しなかった場合、履行強制金を賦課することができる根拠を

設ける等の内容に「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」が改正（法律第 20694 号、2025 年 1 月 21 日公布、7 月 22 日施行）されることにより、国家コア技術保有機関の登録手続き、国家コア技術の輸出手続きの一部の免除基準及び措置命令の不履行に対し履行強制金の賦課基準を定める等、法律上の委任事項とその施行に必要な事項について定める目的である。

主要内容

イ. 国家コア技術保有機関の登録手続き（第 13 条の 3 の新設）

国家コア技術保有機関の登録を受けようとする者は国家コア技術保有機関登録申請書に国家コア技術の該非判定又は国家先端戦略技術の該非判定を受けたか、国家コア技術を移転され国家コア技術について実質的な権利を有することを証明する書類等を添付して産業通商資源部長官に提出しなければならない。

ロ. 国家コア技術の輸出手続きにおける一部免除基準（第 18 条の 2 の新設）

産業通商資源部長官は国家コア技術を保有する対象機関が輸出の承認を受けたか、申告して輸出した国家コア技術を再び輸出する場合、輸出対象である外国企業が対象機関の子会社であるか、若しくは、対象機関が他の国家コア技術を輸出した企業である場合等に該当する場合には、産業技術保護委員会の審議又は分野別専門委員会による検討手続きを免除することができる。

ハ. 海外買収・合併の中止等措置命令の不履行に対する履行強制金の賦課基準（第 18 条の 9 及び別表 1 の新設）

海外買収・合併等の中止・禁止・原状回復等の措置命令を受けた後、期間内にその措置命令を履行しなかった者に対する 1 日当たり履行強制金の賦課金額について海外買収・合併等の金額が 1 兆ウォンを超過する場合には 1 千万ウォンに決める等、海外買収・合併等の金額を基準に履行強制金の賦課基準を定める。

<法制処提供>

1 - 7 【法案提出】実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2211487）

議案情報システム（2025. 7. 15.）

議案番号：2211487

提案日：2025年7月15日

提案者：パク・ジヘ議員（共に民主党）外10人

提案理由及び主要内容

現行法では、営業秘密侵害訴訟及び不正競争行為に対し裁判所が当事者の申請により損害の証明又は損害額の算定に必要な資料を提出するよう命ずることができると定めて

いる。

しかし、実際の訴訟過程において損害の証明や損害額の算定のみならず、侵害行為自体を立証することが難しい場合が多く、実効的な証拠調査手続きが不十分であるため、侵害を立証する証拠の確保に限界があるとの指摘が相次いでいる。

反面、米国では証拠開示制度（Discovery）及び証言録取（Deposition）制度により、侵害事実及び損害額の立証に関する証拠を効果的に確保できるように定めており、ドイツは専門家調査制度（Inspection）を設けて裁判所が指定する専門家が侵害立証又は損害額の算定に必要な証拠について調査するように定めていることから、これらを参考にして証拠確保のための手続きを設ける必要があるとの意見が提起されている。

従って、証拠調査及び証拠保全制度を導入することで、技術紛争に関する実体的真実を確保することにより、特許権者及び専用実施権者の権利保護を強化し、紛争の迅速な解決を図る目的である（案第45条の2等）。

参考事項

同法律案はソン・ジェボン議員が代表発議した「特許法の一部改正法律案」（議案番号第10890号）の議決を前提にするため、同法律案が議決されないか修正議決される場合にはそれに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第30条の中「第128条の2」を「第128条の2から第128条の7まで」にする。

第43条の題目の外の部分を第1項にし、同条に第2項を次のように新設する。

②次の各号のいずれかに該当する者は「刑法」第129条から第132条まで及び「公職者の利害衝突防止法」を適用する際には公務員とみなす。

1. 第30条に基づき準用する「特許法」第128条の3第2項に基づき指定された専門家の中公務員ではない者
2. 第30条に基づき準用する「特許法」第128条の6第3項に基づき陳述人による陳述を録音又は映像録画する者の中公務員ではない者
3. 第33条に基づき準用する「特許法」第154条の2に基づき指定された専門審理委員

第45条の2を次のように新設する。

第45条の2（資料保全命令違反罪）第30条に基づき準用する「特許法」第128条の5第1項に基づく資料保全命令を違反して資料を故意に棄損したか使用させなくした者に対し5年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。

第47条第2項を第3項にし、同条に第2項を次のように新設する。

②第30条に基づき準用する「特許法」第128条の6第4項に基づき宣誓した当事者ではない陳述者が嘘の陳述をした場合には5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

第49条の2第1項の中「事由なしに」を「事由なしに第30条に基づき準用する『特許法』第128条の3第4項後段に基づく秘密保持義務又は」にし、同条第2項の中「第1項の罪は」を「第1項の中第44条に基づき準用する『特許法』第224条の3第1項に基づく秘密保持命令違反罪は」に改める。

第52条第1項及び第2項をそれぞれ第2項及び第3項に改め、同条に第1項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）の中「特許庁長が」を「法院が賦課・徴収し、第2項に基づく過料は大統領令で定めるところにより特許庁長が」に改める。

①正当な理由なしに第30条に基づき準用する「特許法」第128条の3第10項を違反して調査を拒否・妨害又は忌避する場合、法院は決定により次の各号の区分に基づく金額の過料を賦課する。

1. 法人の場合：1億ウォン以下
2. 法人の役員・従業員とその他利害関係人の場合：5千万ウォン以下

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（実用新案権又は専用実施権にかかる侵害訴訟等に関する適用例）第30条、第45条の2、第47条第2項及び第49条の2の改正規定は同法施行以降提起される訴訟に適用される。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、韓国女性ベンチャー協会と海外進出支援に向けた懇談会を実施

韓国特許庁（2025. 7. 1.）

女性起業家と知財分野の政策について意見交換

韓国特許庁は7月1日火曜日、韓国女性ベンチャー協会とTIPSタウンS6（ソウル市江南区）にて女性ベンチャー企業の育成や世界市場進出について話し合う政策懇談会を開いたと発表した。

今回の懇談会は、女性が立ち上げるベンチャー・スタートアップの活性化を図るために、知財分野の相談や競争力強化、海外市場進出について意見を交換する行政活動の一環と

して行われた。

平均業歴 9 年以上の女性ベンチャー企業は約 5,000 社があり、製造業、S/W 情報処理業、研究開発サービス業など高付加価値を生む業種が 76%に達し、平均 12 名を採用して良質な雇用を生み出す経済主体として地域経済の活性化や産業高度化に寄与している。

※女性ベンチャー（2024 年 4,996 社）：平均業歴 9 年、平均従業員数 12 名、首都圏所在の割合 64.7%

業種別分布（%）：製造業（53.8）、情報処理 SW（18.5）、卸・小売（6.5）、研究開発サービス（3.7）

※※女性ベンチャー企業が所有する産業財産件数：平均 7.9 件（特許 3.1、実用新案 0.03、意匠 1.7、商標 3.1）

懇談会に参加した女性ベンチャー企業は、知財能力を高める教育支援、海外市場進出に向けた知財権確保への支援、海外における知財権の保護強化、AI・バイオなど新産業・新技術分野における特許審査短縮などについて建議し、特許権の移転契約や年次料の納付手続きに関するガイドラインを作成するなど、制度改善に取り組んでほしいと求めた。

女性ベンチャー協会長は「急変する国内外の産業環境の中で何より大事なことは企業が知財権を確保することである」とし、「女性ベンチャー企業が知財を確保し世界進出を図れるよう知財分野の支援を強化してほしい」と求めた。

特許庁長は「女性ベンチャー企業は国内外で経営環境が難しい中でも、良質な雇用の創出や産業エコシステムの多角化を図る重要な役割をしている」とし、「女性ベンチャー・スタートアップが革新的なアイデアで知財を確保・保護し、それを基に資金を調達し成長を図れるよう知財分野への投資を拡大していく」と述べた。

2-2 韓国特許庁、産業財産情報サービス産業の活性化に向け懇談会を実施

韓国特許庁（2025.7.3.）

知財サービス企業、弁理士、大学技術移転センターなどを対象に手数料制度や電子出願システムなどについて意見を取り集める

韓国特許庁は 7 月 3 日木曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区）にて知的財産サービス企業、弁理士、大学技術移転センターなどと懇談会を開くと発表した。

今回の懇談会は、手数料制度、KIPRIS PLUS※および電子出願システム※※などの運営状況について共有し、ユーザーの意見を取り集めて産業財産情報サービス業の活性化を図る目的である。

※特許情報活用サービス（KIPRIS PLUS）：国内外の特許データを加工して個人・法人などユーザーが活用できるようデータセット（Data Set）およびOPEN API 方式で提供するサービス

※※電子出願システム：1999 年世界初オープンされた出願願書作成電子システム

特許庁は、懇談会に参加した企業や弁理士などユーザーを対象に手数料制度の改正、民間からのニーズの高い知財データの公開、明細書作成システムの最新版などを紹介し、産業財産公報上で公開される個人ユーザーの住所情報記載方法の改善（案）などについて意見を聞く考えだ。

特許庁の産業財産情報局長は「韓国の産業財産情報サービス産業の活性化を図るためにユーザーフレンドリーな手数料制度や特許データのオープン・拡大への取り組みは欠かせない」とし、「特許庁は今回の懇談会により集められた意見を反映して名品特許の創出など主要政策を策定する」と述べた。

2-3 韓国特許庁、中小企業技術革新協会と共に AI 開発企業向け知財政策について議論

韓国特許庁（2025. 7. 4.）

AI 産業における知財競争力の強化策を探る

韓国特許庁は 7 月 4 日金曜日、中小企業技術革新協会（イノビズ協会）と共に板橋（パンギョ）イノベリー（京畿道城南（キョンギド・ソンナム））にて人工知能（AI）開発企業向け知財競争力の強化や海外進出戦略について話し合う懇談会を開いたと発表した。

今回の懇談会は、韓国の「AI バリューチェーン※」において企業間で垂直・水平的協力を固め、知財相談の解消することで AI 開発企業の競争力を高める方策を探るために行われた。

※ハードウェア、データインフラストラクチャ（ファウンデーションモデル、データプラットフォームなど）、アプリケーション

市場調査専門会社マーケットアンドマーケット（MarketsandMarkets）によると、世界 AI 市場規模は 2024 年 2,146 億ドルから 2030 年には約 1.4 兆ドルと年平均 35.7%程度の急

成長が見込まれるなど、AI 技術はイノベーションを起こすゲームチェンジャーとして世界各国で主導権を握るための競争が激しくなっている。

昨年、世界知的所有権機関（WIPO）がまとめた生成型 AI 特許に関する報告書によると、生成型 AI 関連特許は 2014 年 733 件から 2023 年 14,000 件と 10 年間 19 倍増加し、韓国における生成型 AI 関連特許の出願は中国、米国に次ぎ 3 位となっている。

※中国 38,210 件、米国 6,276 件、韓国 4,155 件、日本 3,409 件、インド 1,350 件

ところが、2003 年から 2023 年の間に出願・公開された AI 関連 12 大応用サービス技術※にかかる特許の動向について特許庁が分析したところ、韓国は外国出願件数※※が低く、世界市場の先取りに向けた取り組みを迫られている現状である。

※ユーザーケア、サプライチェーン・購買効率化、工程の最適化、デザイン、物流および流通の効率化、セキュリティ、市場予測、安全、研究開発（新素材の研究など）、予知保全および品質管理、人材教育および訓練、自律製造

※※（外国出願の割合）欧州 85.3%、日本 63.8%、米国 51.8%、韓国 28.1%、中国 5.6%

懇談会に参加した AI 開発企業は、AI 分野における特許路 R&D および外国出願への支援拡大、世界進出向け資金の調達、技術変化のスピードが速い AI 関連特許の審査期間短縮、AI 特許学習データのオープン、産業化の意見を反映した AI 分野における特許審査基準の改善などを建議した。

イノビズ協会長は「AI 戦略は中小企業の運命を左右するものであり、革新的な技術を有する企業は産業界に大きく寄与している」とし、「AI 開発企業が世界市場で競争力を高めることができるよう知財支援を強化してほしい」と述べた。

特許庁長は「世界 3 大 AI 強国になるためには、オープンソース戦略を立てるとともに AI バリューチェーンにおける各段階で強い知財権を確保する戦略が求められる」とし、「AI 開発企業が基盤技術で儲かり、強い権利を確保する名品特許の戦略を立てることで世界進出を拡大するよう支援していく」と述べた。

2-4 韓国特許庁、名品特許の創出に向け半導体部品メーカーと懇談会を実施

韓国特許庁（2025.7.4.）

（株）ポイントエンジニアリングの技術開発現場を訪問

韓国特許庁は 7 月 4 日金曜日、半導体部品メーカー（株）ポイントエンジニアリング（京

畿道（キョンギド）華城（ファソン）市）所在）を訪問し、知財懇談会を開くと発表した。今回の懇談会は、最近、高速および大規模集積回路の半導体生産が増加していることを受けて関連技術が速いスピードで変化している中、高精密のマイクロプローブピンのファウンドリ※分野へと事業を拡大している（株）ポイントエンジニアリングを訪問し、知財関連の建議事項を特許審査実務に反映するために行われた。

※マイクロプローブピンのファウンドリ：高多層・狭ピッチな半導体の検査に使われる、微細な線幅と高縦横比を有する半導体検査用ピンを生産

懇談会で同社は独自技術や製品について紹介し、特許庁は半導体分野の特許出願に関する優先審査制度、特許動向の分析など支援政策について共有する考えだ。

特許庁の半導体審査推進団長は「今回の懇談会は、半導体部品製造分野の最新技術や知財情報について共有することで相互の理解を広げる良い機会になると思う」とし、「今後も特許庁は産業界と引き続き意思疎通を重ね、半導体製造分野で韓国企業が名品特許を実現して競争力を高めることができるよう支援していく」と述べた。

2-5 韓国特許庁、カタール通商産業省と「国家知財戦略策定および競争力強化に関する戦略的パートナーシッププログラム」を締結

韓国特許庁（2025. 7. 7.）

カタール国家知財戦略の策定を支援して知財分野においても韓流を伝える！

韓国特許庁は7月6日日曜日午後12時（カタール現地時刻）、カタール通商産業省にてモハメド・ビン・ハッサン・アル・マキ副大臣と高官級会合を開き、「国家知的財産戦略策定および競争力強化に関する戦略的パートナーシッププログラム」を締結した。

最近、カタールは石油依存型の経済からの脱却を目指す「カタール国家ビジョン 2030」に基づいて知財基盤の経済へのシフトを図っており、それを支える知財基盤（インフラ）を築くために「先進5大知財強国（IP5）※」の一員として先進的な知財体制を備えている韓国を協力パートナーに指定した。

※韓国、米国、欧州、日本、中国からなる枠組みであり、五庁で世界全体の特許出願の約85%を占める

今回の締結では、カタールにおける知財関連の法・制度・システムなどインフラの分析、知財の創出・活用・保護の目標などを定める国家知財戦略策定、オーダーメイド型教育プログラムの運営など競争力強化に関する内容が盛り込まれた。とりわけ、国家知財戦略の

策定に向け専門家の派遣や専門機関による相談など、今後の知財分野における協力方策の基盤を築くことができた。

キム庁長とアル・マキ副大臣は、同日締結した戦略的パートナーシッププログラムに基づきカタル国家知財戦略の策定に向け後続措置を早期に進めていくことで合意した。

キム庁長は「過去からエネルギーや建設分野で協力関係を築いてきたカタルと知財分野においても協力の基盤をつくることで、両国間において協力の幅を一層広げるきっかけになった」とし、「今後も特許庁は世界に韓国の先進的な知財システムを普及させることで、海外に進出する韓国企業に友好な知財環境をつくっていく」と述べた。

2-6 意見書提出期間の延長や分割出願の審査猶予の内容を盛り込んだ特許法・実用新案法施行規則を一部改正

韓国特許庁（2025. 7. 8.）

出願人の声を反映した出願手続きの改善により利便性を高める

韓国特許庁は、意見書の提出期間を従来の 2 月から 4 月に拡大し、分割出願についても審査猶予を認めるなど、特許法・実用新案法施行規則の一部改正を 7 月 11 日金曜日から施行すると発表した。

【改正事項①：意見書の提出期間を主要国の水準に延長（従来 2 月→4 月）】

韓国の意見書提出期間は主要国※に比べて短く、期間内に意見書を提出できなかった場合は毎月期間延長の申請が必要であり、追加の手数料がかかっていた。これを解決するために、意見書の提出期間を主要国の水準※に延長（従来 2 月→4 月）することにした。

※主要国における意見書提出期間：（米国・日本）3 月、（中国・欧州）4 月

今回の改正により、月単位で指定期間の延長を申請する手続きや手数料納付の負担が解消され、意見書を十分検討して提出することでより質の高い名品特許を確保できることにつながると期待される。

※ただし、期間内に早期に意見書を提出できる場合には、意見書と共に短縮申請書を提出すれば審査結果が早期に通知される

【改正事項②：分割出願について審査猶予を認める】

通信・製薬・バイオなど先端技術分野は製品の常用化などに相当な時間を要するために、事業戦略として審査着手時期を遅らせたいケースが増えている。しかし、分割出願は審査猶予※の対象ではなかったため、審査結果通知を遅らせたいユーザーのニーズに応じることができなかった。これを改善するために今回の改正により、分割出願についても審査猶予を認めることで、分割出願をした出願人も製品の常用化時期に合わせて特許戦略を立てることができると期待される。

※出願人から申請があった場合、審査着手時期を遅らせる制度

特許庁の特許審査企画局長は「今回の改正は、ユーザーの声を反映して出願手続きの利便性を高める目的である」とし、「今後も出願人のニーズに応える行政サービスを推進していく」と述べた。

2-7 キム・ワンギ特許庁長、第 66 回 WIPO 総会にて経済危機を乗り越える知財の重要性について演説

韓国特許庁（2025. 7. 9.）

米国、EU、日本と長官会合を開き、知財先進国間における協力の強化へ

韓国特許庁は7月8日火曜日、世界知的所有権機関(WIPO※、World Intellectual Property Organization) 本部（スイス・ジュネーブ）にて開かれた第 66 回総会に出席し、イノベーションを興し経済危機を乗り越えるエンジンとなる知財の重要性について演説を行った。

※国連傘下 15 か所の専門機関のひとつで、知財分野を総括する国際機関

【WIPO 総会にて代表演説】

韓国のキム・ワンギ特許庁長は、演説で世界経済の不確実性が増している中でも特許協力条約（PCT）ルートによる国際出願が増加するなど世界的に知財をめぐる取り組みやイノベーションが活発に行われているとし、イノベーションの基盤となる強い知財エコシステムをつくることが経済危機を乗り越えるカギになると強調した。

また、キム庁長は、知財行政の全般において人工知能（AI）技術を取り入れ、民間の専門家を特許審査官に採用するなどして審査の専門性を高めており、AI モニタリングシステムによるオンライン上の模倣品対策体系を築いた最近の成果について紹介した。また、2004 年設置された「韓国信託基金」を通じて開発途上国の若年層や女性、中小企業を対象に知財能力を高めるための支援を行ってきたとし、今後も知財格差の解消に向けて

WIPO と協力を深めていくと意思を示した。

【WIPO 事務局長主催の政策会談】

7 月 7 日月曜日には WIPO のダレン・タン事務局長が主催する「未来の革新」がテーマの高官級政策会談に参加し、人口構造の変化に伴う知財戦略のあり方について述べた。韓国はこれまで研究開発に携わる人材の増加により特許出願件数が増え、それが国内総生産の成長率にプラス影響を与えていたが、最近は少子高齢化により生産年齢人口が減っていることから量的成長戦略が限界を迎えていると分析し、高付加価値を生む「名品特許」の確保や AI ビッグデータを活用した研究開発および知財創出戦略へとシフトを図る必要性があると指摘した。

【米国特許商標庁、日本特許庁、欧州連合知的財産庁とバイ会合を実施】

7 月 7 日から 8 日まで二日間にわたり、韓国特許庁は米国特許商標庁（以下、USPTO）、欧州連合知的財産庁（以下、EUIPO）、日本特許庁（JPO）の長官とそれぞれバイ会合を実施した。

USPTO のコーク・スチュワート長官代行とはグローバルな権利移転※の課題、営業秘密保護、模倣品対策などにおいて WIPO の役割を強化する必要があるとの認識を共有し、今後の WIPO の方向性について議論した。また、JPO の河西康之新長官とは初めてお会いし、今後も緊密な協力関係を築いていくことに合意した。

※知財権譲渡の申請書を一つの庁に提出すれば、同盟国である海外庁においても当該知財権譲渡の効力を認める国際体系

EUIPO のジョアン・ネグラオン長官とは主要国が参加する「模倣品流通防止に向けた技術カンファレンス」など知財保護において国際連携を高めるさまざまな協力事項について話し合い、今年 9 月ネグラオン長官が韓国を訪問する際に包括協力に関する了解覚書(MOU)を更新して両庁における協力関係をさらに拡大していくことに合意した。

2-8 韓国特許庁、グローバスサウス 7 か国特許庁とバイ会合を実施

韓国特許庁（2025. 7. 11.）

サウジアラビア知財庁に人材派遣など知財分野において緊密な協力を進める

韓国特許庁は、スイス・ジュネーブにて開かれた第 66 回世界知的所有権機関（WIPO※）

総会を機に7月8日から9日までの二日間にかけて、中東アジア、アフリカ、インドなどグローバルサウス（Global South）の7か国特許庁※※とそれぞれバイ会合を開いた。

※WIPO：World Intellectual Property Organization

※※湾岸協力会議特許庁（GCCPO）、サウジアラビア、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）、チュニジア、エジプト、インド、ブラジル

中東地域については、中東アジア6か国からなる湾岸協力会議特許庁（GCCPO：Gulf Cooperation Council Patent Office）Ahmed Almarshadi 長官と情報化、特許審査、能力強化に向けた教育など包括的協力に関する了解覚書（MOU）を締結することに合意した。とりわけ、Ahmed 長官はGCCPOと加盟国6か国特許庁間におけるシステム連携や審査インフラの共有など業務改善プロジェクトのパートナーとして韓国特許庁に支援を依頼したとし、プロジェクトの各段階に応じて協力することを求めた。

サウジ知的財産庁（SAIP：Saudi Authority for Intellectual Property）とは、これまで国家知財戦略の策定、システム構築、審査能力強化などさまざまな分野において緊密な連携を図っており、今回開かれたAbdulaziz AlSwailem 長官との会談では、ビッグデータ分析、人工知能（AI）技術を活用した模倣品対策、特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）による国際調査機関（ISA：International Search Authority）（以下、「PCT 国際調査機関」）の取り組みなどさまざまな分野における協力を続けていくとの認識を共有し、審査実務能力の強化に向けてこれまで行ってきた特許庁人材の派遣を続けることに合意し、派遣の人員や分野など詳細については今後検討していくことにした。

また、アフリカ22か国（英語圏）が加盟するアフリカ広域知的財産機関（ARIPO：African Regional Intellectual Property）のBemanya Twebaze 長官とは2010年以降15年ぶりにバイ会合を開き、包括協力に関する了解覚書（MOU）の改正に合意し、アフリカ地域において協力を拡大する土台をつくった。

インド特許庁のUnnat P. Pandit 長官とはPCT 国際調査機関として相互の庁を指定する内容のMOU 締結に合意した。今後、韓国企業がインド特許庁をPCT 国際調査機関に指定した場合、インドでより迅速に特許権を確保することで、これまで審査期間の長期化により生じたビジネス戦略の難しさが解消され、インド市場に進出する上で有効活用できると期待される。

一方、7月9日開かれたWIPOのDaren Tang 事務局長との会談では、Tang 局長の韓国訪問（10月1日～2日予定）、両機関における人材交換プログラムの運営、東ティモール特許庁の設立支援など、WIPO 韓国信託基金※を活用した開発途上国向け知財競争力強化事

業などについて話し合い、持続可能で包摂的なグローバル知財エコシステムづくりに向け韓国特許庁と WIPO 間で共同の取り組みを続けていくことに合意した。

※WIPO 韓国信託基金：2004 年設立以降、約 190 億ウォンを供与、若年層・女性・中小企業などを対象に知財競争力強化事業、および、開発途上国向け知財政策コンサルティングなどを支援

並びに、欧州 4 か国（スペイン、フランス、イギリス、デンマーク）ともバイ会合を開き、スペインの Elisa Rodriguez Ortiz 長官とは AI など知財環境の変化を反映した新しい包括協力に関する MOU を締結し、フランスの Pascal Faure 長官とは韓国企業の特許権の早期確保に向けた PPH※施行の内容を盛り込んだ MOU を締結した。

※Patent Prosecution Highway：第一庁で特許可能と判断された出願について締結を結んだ海外庁において早期審査が受けられる両国間枠組み

韓国のキム・ワンギ特許庁長は「グローバルサウス地域は早い経済成長や人口増加などの背景から韓国企業が進出して経済的利益を生み出せる重要な市場だと思う」とし、「今後、特許庁は成長潜在力の高いグローバルサウス地域の国々と協力を拡大して韓国企業に友好な知財環境づくりに積極的に取り組んでいく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁の商標警察、大型アクセサリショップでハローキティやカルティエなど模倣品を大量流通した販売業者を検察に送致

韓国特許庁（2025. 7. 1.）

真正品価格 3,400 億ウォン相当のアクセサリなど模倣品 4 万点を押収…過去最高額規模

韓国特許庁の商標特別司法警察（以下、「商標警察」）は 1 日、釜山（プサン）周辺で大型アクセサリショップを運営し、指輪やネックレスなど有名ブランドの模倣品を大量流通した A 氏（38 歳）を商標法違反の疑いで検察に送致したと発表した。

商標警察によると、卸売業者 A 氏は 2025 年 1 月から 4 月まで有名ブランドのアクセサリやキャラクター雑貨の模倣品を大量販売し、商標警察が発足して捜査を始めて以来、最大規模の約 4 万点（真正品価格約 3,400 億ウォン相当）を韓国国内に流通していた疑いがある。

【真正品価格 3,400 億ウォン相当の有名ブランドのアクセサリーの模倣品など約 4 万点を押収】

商標警察は今年 1 月、SNS などでは有名ブランドのアクセサリーの模倣品を販売する卸売業者の情報を把握し企画捜査に取り掛かった。約 2 か月間にわたる集中捜査で模倣品販売の証拠を確保し、その後被疑者 A 氏が運営する大型アクセサリーショップで模倣品を押収する措置を取った。

調査結果、被疑者 A 氏はサージカルスチール (surgical steel) ※素材の有名ブランドのアクセサリーやキャラクター雑貨の模倣品を卸販売し、一部は店舗で一般消費者を対象に販売していた。

※外科手術用器具の製作に使用される高品質なステンレススチール

押収した製品では、カルティエ、ヴァンクリーフアーペル、シャネルなど海外有名ブランドのアクセサリーの模倣品が 30,543 点 (77.6%) と最も多いことがわかった。また、サンリオ (ハローキティなど)、ポケモンスター、カカオフレンズなど有名なキャラクターの商標を無断使用した模倣品が 7,924 点 (20.1%)、MLB や emis などアパレルブランドの模倣品が 913 点 (2.3%) 押収された。

品目別では、指輪やブレスレットなどアクセサリーが約 3 万点と最も多く、キーホルダーや帽子など雑貨類が約 1 万点押収された。

【商標警察発足 (2010 年 9 月) 以降、過去最高額規模を押収する成果へ】

今回の取締りで真正品価格約 3,400 億ウォン相当のアクセサリーの模倣品約 4 万点が押収された。これは 2010 年 9 月特許庁商標警察が発足して以来、一案件において真正品価格基準最高額の規模である。これまでの最高額である 2015 年 625 億ウォンを 5 倍以上超えている。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回の取締りは企画捜査の実施により、アクセサリーの模倣品が大量流通されていた実態を的確に把握して対応した成果であり、過去最高額規模の模倣品を押収した事例になった」とし、「今後も商標警察は健全な市場を脅かす模倣品の流通行為を根絶するために、企画捜査や取締りの能力を引き続き高めていく」と述べた。

3-2 韓国特許庁、知財権の正しい表示文化拡散に向けプラットフォーム業者と懇談会を実施

韓国特許庁（2025. 7. 2.）

通信販売業者まで含めて連携体系を拡大…官民合同企画調査により対応強化へ

韓国特許庁は7月2日水曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区）にて知財権の正しい表示文化拡散に向け EC プラットフォーム業者と懇談会を開くと発表した。懇談会は、知財権の虚偽表示により消費者が被害を受ける事態が懸念されることから、官民での協力を拡大して知財権の虚偽表示を根絶するために行われた。

（虚偽表示とは？）権利が登録されていないか、出願していないにもかかわらず、商品などに「権利取得済み」、「出願中」など消費者を混同させるような権利表示をする行為（広告、看板などに表示する行為を含む）

今回の意見交換により、特許庁は EC サイト※に続き通信販売※※とも協力の幅を拡大して知財権の正しい表示文化拡散に向けた連携体系を多様化する。また、積極的な行政活動の一環として進められてきた AI モニタリングのノウハウや韓国消費者院との合同企画調査※※※などの成果についても共有する。

※EC サイト：11 番街、ネイバースマートストア、ロッテオン（ON）、オークション、インターパーク、G マーケット、クーポン、SSG

※※通信販売：CJ オンスタイル

※※※2025 年 3 月 24 日から 4 月 25 日まで行われ、出産・育児関連用品にかかる知財権の虚偽表示 836 件を摘発し、AI による虚偽表示検索機能を初導入

EC サイト事業者との合同企画調査の実装戦略についても議論する。韓国知識財産保護院が調査結果※を EC サイト事業者に提供し、事業者が直接追加調査や是正措置を行うことで調査の実効性を高める計画だ。

※虚偽表示投稿の URL、模倣品の常習販売者など詳細な情報

特許庁の産業財産保護協力局長は「プラットフォーム市場の変化に伴い、EC サイト事業者との協力モデルが進化している」とし、「今回の意見交換がこれまでの連携体系を一層発展させるきっかけになると期待する」と述べた。

一方、虚偽表示については、知財権虚偽表示通商センターウェブサイト (<https://www.ip-navi.or.kr/falsemark>)、または、電話（1670-1279）にて通報・相談できる。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 韓国女性・青年スタートアップ「コードグリム」が WIPO グローバルアワードを受賞

韓国特許庁（2025. 7. 14.）

起業 3 年目のスタートアップ、WIPO 版「CES イノベーションアワード」で受賞

韓国特許庁は 7 月 11 日午後 12 時（現地時刻）、スイス・ジュネーブにある世界知的所有権機関（WIPO）※本部にて開かれた 2025 年 WIPO グローバルアワード授賞式で韓国女性・青年スタートアップ「コードグリム」（ユン・ジュウオン代表）が本賞を受賞したと発表した。

※国連傘下 15 の専門機関の一つで、知財分野を総括する国際機関

グローバルアワードは、WIPO が 2022 年から知的財産を活用した創意的かつ革新的なビジネスモデルにより経済・社会的価値を生み出す中小企業やスタートアップを対象に賞を授与するイベントである。今年は 95 か国から 780 社が応募し、9 か国※10 社が最終選定され、韓国は昨年、人工知能（AI）ロボット開発企業「エイトテク」が受賞し、今年はスタートアップ「コードグラム」が受賞した。

※韓国、中国、イギリス、スイス、アイスランド、インド、シンガポール、スリランカ、チリ

受賞した企業には資金調達や事業パートナーシップなど 6～12 週間にわたって各企業の状況に応じた知財ビジネスモデルのメンタリング、WIPO プラットフォームによる広報、知財戦略の諮問、WIPO 公式授賞式への招待など特典が提供される。

2022 年設立された「コードグリム」は 3D ウェブサイト制作に関する特許（特許番号 10-2556998）を取得し、プログラミングの知識がない人でも 3D コンテンツを用いてウェブページを簡単につくることができるプラットフォームを開発した。これは、教育、文化、観光、ショッピングなどさまざまな産業に採用可能な技術として注目を集めている。

WIPO 国際審査委員は「コードグリムは、女性・青年起業家が知財を活用して実用的なブ

ラットフォームを生み出した模範的な事例だ」とし、「今年受賞した企業 10 社のうち 3 社が 35 歳以下の女性が立ち上げた企業である点も印象的だ」と述べた。

コードグリムのユン・ジュウォン代表は「誰でも簡単に 3D ウェブページをつくれるサービスを提供することを目指して会社を立ち上げ、その目標を知財というツールで叶うことができ大変嬉しく思う」とし、「弊社の事例が同じ道を歩む若年層や女性起業家の励みになってほしい」と感想を述べた。

韓国特許庁長は「今回の受賞は、コードグリムがクリエイティブなアイデアを特許権として保護し、これを戦略的に活用してビジネスに成功した事例だ」とし、「今後も特許庁は、WIPO グローバルアワードで韓国企業が好評を受け、世界市場で活躍するよう手厚く支援する」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム